

議案第五十六号

三朝町家庭奉仕員派遣手数料の徴収に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町家庭奉仕員派遣手数料の徴収に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成四年六月二十二日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年六月三十日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町家庭奉仕員派遣手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

三朝町家庭奉仕員派遣手数料の徴収に関する条例（昭和五十七年三朝町条例第二十九号）の一部を

次のように改正する。

題名を次のように改める。

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例

第一条中「家庭奉仕員」を「ホームヘルパー」に、「家庭奉仕員派遣手数料」を「ホームヘルパー派遣手数料」に改める。

第三条及び第四条中「家庭奉仕員」を「ホームヘルパー」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

利 用 世 帯 の 階 層 区 分		手数料の額 (一時間当たり)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	〇円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	〇円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が一〇、〇〇〇円以下の世帯	二五〇円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が一〇、〇〇〇円以上三〇、〇〇〇円	四〇〇円

E	以下の世帯 生計中心者の前年所得税課税年額が三〇、〇〇一円以上八〇、〇〇〇円以下の世帯	六五〇円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が八〇、〇〇一円以上一四〇、〇〇〇円以下の世帯	八〇〇円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が一四〇、〇〇一円以上の世帯	八六〇円

附 則

この条例は、平成四年七月一日から施行する。